平成２７年（フ）第１３号
栃木県足利市小俣町508番地１　メゾンセントポーリアＢ―205
債務者　新野　浩之
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２１号
岡山市北区谷万成１丁目20―55　メディア京山103号室、住民票上の住所岡山県倉敷市連島１丁目13番10号　103号
債務者　大城　民子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４号
熊本県天草市東町66番地１　野田アパート201号室
債務者　宮下　　**慧**
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第６号
大分県中津市小祝新町37番地
債務者　濵田　和子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８５号
東京都練馬区旭町２丁目43―11―302
債務者　中村　勝恵
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ２棟408号
債務者　甲斐　由香（旧姓市来）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３２号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目２番５―107号
債務者　齋藤　光世
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９号
横浜市中区打越22番地　ウェル・コーポ101号室
債務者　富岡　勝江（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
東京都江戸川区大杉３―７―４オイコス京葉Ａ棟201、住民票上の住所東京都小平市喜平町３丁目２番８―407号
債務者　山下　涼平
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
東京都多摩市関戸２丁目２番地の23
債務者　佐藤　美奈
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
東京都町田市三輪町172番地１グランドールヤザワ101
債務者　藤原　輝二
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９号
釧路市大楽毛西２丁目31番1509号　Ｋ―１―49号
債務者　大林　紀子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
釧路市春採５丁目10番24号
債務者　田中　真美
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
東京都府中市南町４丁目15番地の36ＳＯＲＡ203
債務者　安食　千恵
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２号
静岡市葵区瀬名２丁目27番４号、旧住所静岡市葵区瀬名２丁目25番10号　さつきハイツＢ棟303号
債務者　奥山みどり
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部